

引き続き お知らせ

障害者自立支援法には利用負担の軽減措置があります

4月1日から施行される障害者自立支援法では、この法律に基づくサービスを利用した場合、原則として1割の利用者負担が必要となります。しかし、急激な負担の増加を避けるため、次の軽減措置がとられています。

■利用者負担の限度額

市民税の課税額や年収額によって、利用者負担の限度額が決められています。(月額)

○生活保護世帯 0円

○年収額が80万円以下の市民税非課税世帯

1万5000円

○年収額が80万円を超える市民税非課税世帯

2万4600円

○市民税課税世帯

3万7200円

■施設利用者の減免制度

身体障害者施設や知的障害者施設を利用されている方には、本人の収入・預貯金・資産の状況によって利用者負担額の減免制度があります。

■同一世帯利用者の減額制度

同一世帯で複数の方が障害者福祉サービスや介護サービスを利用している場合は、減額制度があります。

■その他の減額制度

利用者負担額を支払うことで生活保護の受給対象者となる場合は、生活保護の適用対象でなくなるまで利用料が減額されます。

■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

(内線2326)

○東予総合支所福祉課
障害者福祉係

(内線131)

○丹原総合支所保健福祉課
社会福祉支援係

(内線212)

○小松総合支所保健福祉課
社会福祉支援係

(内線125)

特別障害給付金制度の申請はお済みですか？

障害があるにもかかわらず特別な事情で障害基礎年金などを受給していない方を対象に、昨年4月から特別障害給付金制度を創設しています。まだ申請をされていない方は、担当課窓口で申請をしてください。

地域創業助成金がより広く受けられるようになりました

地域創業助成金は、地域貢献事業を行う法人を設立または個人事業を開業し、65歳未満の非自発的離職者を1人以上含む2人以上の常用労働者および短時間労働者を雇い入れる事業主に対して、国が新規創業にかかる経費や労働者の雇い入れについて支援する制度です。

地域創業助成金の対象となる地域貢献事業には、全国共通の10分野が指定されています。今回、西条市の地域重点分野として新たに3業種が追加され、助成の対象分野が拡大されました。

今回追加された西条市の地域重点分野

食料産業活性化分野

対象となる業種：食料品製造業 (09)

飲食物品小売業 (57)

一般飲食店 (70)

※日本標準産業分類の中分類。

全国共通の10分野

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①個人・家庭向けサービス | ②社会人向け教育サービス |
| ③企業・団体向けサービス | ④住宅関連サービス |
| ⑤子育てサービス | ⑥高齢者ケアサービス |
| ⑦医療サービス | ⑧リーガルサービス |
| ⑨環境サービス | ⑩地方公共団体からのアウトソーシング |

お問い合わせ先

受給要件や助成経費など詳しくは…

(社)愛媛県高齢者雇用開発協会 TEL089-943-6622

■対象者

次の事項に該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害の状態にある方。

○平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

○昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合などの加入者)の配偶者

■支給額(年6回支給)

○1級 月額5万円

○2級 月額4万円

※受給者本人の所得によっては、支給制限や老齢年金との併給調整を受けます。

■申請先

○市庁舎本館保険年金課
年金係 (内線2436)

○東予総合支所市民生活課
保険年金係 (内線153)

○丹原総合支所市民生活課
保険年金係 (内線208)

○小松総合支所市民生活課
保険年金係 (内線133)

国民年金保険料の支払いは口座振替がお得です

国民年金保険料は、4月から翌年3月までの1年分を口座振替で前納すると3490円引きかれ大変お得です。毎月納付の「早割り」の場合は、50円引きかれます。手続き方法など詳しくは、市役所の年金担当窓口、新居浜社会保険事務所(TEL0897-35-1300)へお問い合わせください。